

教 義 第 1 1 7 1 号
令和 5 年（2023年） 3 月 17 日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

就学援助事業の実施について（通知）

このことについて、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条で「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されており、各市町村において適切に就学援助事業を実施することとされています。

そのため、各市町村教育委員会におかれましては、保護者等に対して、広報等を通じ、この制度の趣旨及び申請手続きについて周知徹底を図るほか、校長やスクールソーシャルワーカーの活用、福祉部局等関係部署等との連携により、就学援助を必要とする方に対して遺漏なく支給が行われるようお願いいたします。

なお、認定・支給事務に当たっては、児童生徒の心情に配慮し、就学援助を受けていることが周囲に特定されないことがないよう十分留意の上、取り扱われるようお願いいたします。

（学校教育局義務教育課就学支援係）

就学援助事業を充実するために

1 保護者等への周知は十分に行っていますか？

昨年度、道教委が実施した「教育支援制度等に関するアンケート調査」によると、「就学援助制度を知らなかった」と回答した保護者が小学校で27.0%、中学校で21.0%おり、さらに「制度を知っていたが利用の仕方がわからなかったために就学援助を受けてない」という回答もありました。

また、市町村における援助を必要とする児童生徒の保護者の把握の状況については、「就学援助対象者の把握に関する調査」により調査しているところですが、本年度の調査結果（別添2の1-1）から、「保護者からの申請の有無にかかわらず、福祉担当部局や学校からの情報提供などにより対象者を把握している市町村」は、84市町村にとどまっており、95の市町村が「対象者を把握していない」状況にあります。

援助の必要な児童生徒の保護者に対し、漏れなく就学援助が実施されるよう、援助を必要とする児童生徒の保護者の把握に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの活用や福祉事務所の長、民生委員、自立相談支援機関との連携などにより周知方法の充実を図るようお願いします。

また、市町村教育委員会は「5 就学援助事業の運用改善の参考となる事例」等を参考に、丁寧な制度周知や申請方法の簡便化など保護者等が利用しやすい環境づくりに努めるとともに、保護者等に対して、適切な時期に適切な方法により就学援助制度に関する書類を配布するなど、制度の趣旨及び申請手続について、周知徹底をお願いします。

さらに、福祉担当部局などとも連携し、就学援助制度以外にも活用できる可能性のある無料低額診療事業*などの各種支援制度について周知するなど、きめ細かな情報提供に配慮をお願いします。

※ 無料低額診療事業～経済的な理由により医療を受けることが困難な方々に対し、無料または低額な料金で診療を行う事業で、道内の実施医療機関は（別添1）のとおりとなっています。詳細については、各医療機関に照会願います。

2 認定、支給時期等は適切ですか？

(1) 就学援助の認定に当たっては、児童生徒の保護者の経済的状況を適切に把握して行い、認定を全て学校に任せてしまうことや、保護者の申請の有無のみによって認定することのないようにしてください。

また、認定にあたって民生委員や学校長の意見を参考にするため、申請書に民生委員などの意見欄を設けている場合がありますが、意見については申請後に教育委員会が一括して照会することで申請手続の簡素化を図るなど、保護者がより利用しやすいものとなるよう配慮してください。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（「現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者」）は、国の「要保護児童生徒援助費補助金」の対象になっています。

特に、要保護と準要保護の援助内容が異なる市町村にあつては、市町村長部局と連携を図って保護者の経済状況を適切に把握し、要保護の認定に遺漏のないよう実施する必要があります。

- (3) 一時的に多額な保護者負担が生じる新入学児童生徒学用品費、修学旅行費等については、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに給与することができるよう、十分配慮する必要があります。

特に、平成29年度からは、要保護者に対する新入学児童生徒学用品費の入学前支給について、小学校についても国庫補助の対象とされ、また、令和元年11月新たに閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、下記のとおり新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況を、子供の貧困に関する指標としています。

なお、文部科学省が実施した今年度の調査結果では、「実施済み」と回答した市町村数は、小学校、中学校とも増加し、令和4年度において175の市町村で入学前支給を行っています。

未実施の4市町村におかれましては、速やかに制度の導入に向けた取組をお願いします。

○子供の貧困に関する指標【文部科学省「就学援助実施状況等調査」】

- ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（令和4年度）

区 分	自治体数（割合）			
	全 国		全 道	
	小学校	中学校	小学校	中学校
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	1,498 (84.9%)	1,521 (86.2%)	175 (97.8%)	175 (97.8%)

(注) パーセンテージは、調査回答自治体数（全国1,765、全道179）に対する割合

- (4) 援助が必要と認められる児童生徒の保護者に対しては、年度の中途においても必要な援助を行うことや、市町村間の転出入に伴って新入学児童生徒学用品費が受けられないなどの不利益が生じないように、柔軟な対応をお願いします。
- (5) 学用品費等については、居住している市町村の区域外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在籍する児童生徒についても、その保護者の居住している市町村において就学援助の対象とすることになります。
- (6) 家計急変世帯の認定について、失職や休職などにより家計が急変し、経済的に困窮している世帯で援助が必要と認められる場合において、家計急変世帯の認定基準がない場合であつては、新たに基準を設けることや事例に応じて個別に対応するなど、柔軟な対応をお願いします。
- (7) 就学援助事務を行う上で、児童生徒や保護者間で就学援助を受けていることが特定されてしまうことがないように細心の注意を払い、取り扱っていただくようお願いいたします。

なお、現物支給を実施している市町村教育委員会においては、援助する物品等

の選択種類が少なく、児童生徒の持ち物が同じになることで援助を受けていることが周囲に特定されてしまうことがないように十分配慮をお願いします。

(令和4年7月22日付け4文科初第926号「令和4年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について(通知)」の「5 その他の留意事項」参照)

3 予算は確保されていますか？

(1) 就学援助事業については、実施者である市町村に対して、次のとおり国から財源措置がなされています。

ア 要保護については、「要保護児童生徒援助費補助金」により、修学旅行費、医療費等が補助されます。

イ 市町村が実施する準要保護の児童生徒への就学援助に係る経費については、平成17年度から地方交付税措置されていることから、適切に予算を確保していただくようお願いします。

(2) 平成22年度から「要保護児童生徒援助費補助金」の補助対象費目にクラブ活動費、生徒会費及びPTA会費が追加され、更に、平成31年度から卒業アルバム代等、令和2年度からは、新たにオンライン学習通信費が追加され、準要保護に係るこれらの費目についても地方交付税措置がされています。

今年度実施した「就学援助実施状況等調査」では、中学校において費目設定しているのは、クラブ活動費は133市町村、生徒会費は147市町村、PTA会費は161市町村、卒業アルバム代等は129市町村、オンライン学習通信費は71市町村となっており市町村での費目の拡大について、積極的な検討をお願いします。

4 生活扶助基準の見直しに対応していますか？

(1) 要保護者に対する就学援助について

要保護児童生徒援助費補助金においては、平成25年の生活扶助基準の見直しによる影響を受けないよう、平成25年の生活扶助基準見直し前の基準により要保護者として認められる方については、新たに認められる方も含め、国庫補助申請を認めるとともに、平成30年10月から行われている生活保護基準の見直しに当たっても、同様の取扱いとなっています。

(2) 準要保護者に対する就学援助について

準要保護の認定基準の一つとして、生活保護基準額に一定の係数を掛けた金額を所得基準限度額としている市町村については、上記(1)の国の取組の趣旨をご理解いただき、準要保護者に対する就学援助においても引き続き、平成30年10月からの生活扶助基準の見直しによる影響が及ばないよう対策を講じるなど、各市町村において適切に判断し実施するようお願いします。

5 就学援助事業の運用改善の参考となる事例

就学援助に関して、次のような効果的な取組を行っている事例もありますので、今後の事務の参考としてください。

項目	取組内容
制度周知・申請書配布	<ul style="list-style-type: none"> ・就学時健診時に保護者へ制度の説明をしている。 ・学校での歯科検診の結果、治療の必要があることを知らせる際、就学援助を活用して治療が受けられることをあわせて伝える。 ・学校諸費の納入に遅れのある保護者に対し制度を案内している。 ・児童扶養手当の申請者へ就学援助制度を説明している。 ・SNS（facebook）により就学援助制度を周知している。 ・児童生徒の転入時に保護者へ制度案内や申請書を配布している。 ・体験入学時に就学援助制度の書類を配布している。 ・外国語（英語、中国語）の申請書を作成し配布している。 ・防災端末を利用し、全家庭に周知している。 ・新小学校1年生には、幼稚園やこども園を通じて就学援助制度の書類を配布している。 ・住民向けの行政サービス案内冊子や子育て支援用サービス案内冊子に掲載している。 ・申請書は、ホームページからダウンロード可能としている。 ・<u>新入生の全保護者に対して、「就学援助費希望調書・受給申請書」を配付し、その全員に希望を確認している。また、在校生は継続して審査を行い、原則、再度の申請を不要としている。（東京都世田谷区）</u>
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の認定者は、申請がなくても自動的に当該年度の審査対象とする。 ・兄弟がいる場合は、一世帯一枚で申請を可とする。 ・<u>電子申請システムによる申請の受付を実施している。（東京都世田谷区、大阪府堺市）</u>
審査・認定	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童生徒の認定事務を優先している。 ・正式な認定の前に仮認定を行っている。 ・認定・不認定決定の際、学校長や民生委員から意見を求める場としての学校審査会を設ける。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・申請処理や通知、給付金振り込みをデータベース化し、事務の効率化と正確化を図る。

※上記のほか、文部科学省HP「就学援助制度について（就学援助ポータルサイト）」にも全国の取組事例が掲載されています。（「就学援助の実施状況」の「2. 就学援助の実施状況（市町村別実施状況）」）

○URL

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/1412177_00003.htm

別添1

無料低額診療事業実施医療機関一覧

令和3年11月1日現在

No.	所管	医療機関名	住所	電話番号	設置者
1	札幌	慈啓会病院	札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6-50	011-561-8292	社会福祉法人 札幌慈啓会
2	札幌	勤医協 札幌クリニック	札幌市中央区南1条西10丁目6番地 タイムスビル5F	011-221-3415	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
3	札幌	勤医協 札幌北区ぼぶらクリニック	札幌市北区新琴似10条2丁目1	011-762-8811	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
4	札幌	勤医協 きたく歯科診療所	札幌市北区新琴似10条2丁目4番9号	011-762-8211	医療法人 北海道勤労者歯科医療協会
5	札幌	勤医協 中央病院	札幌市東区東苗穂5条1丁目9番1号	011-782-9111	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
6	札幌	勤医協 伏古10条クリニック	札幌市東区伏古10条3丁目2	011-786-5588	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
7	札幌	勤医協 札幌ふしこ歯科診療所	札幌市東区伏古10条3丁目2番1号	011-784-6810	医療法人 北海道勤労者歯科医療協会
8	札幌	勤医協 札幌病院	札幌市白石区菊水4条1丁目9-22	011-811-2246	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
9	札幌	勤医協 札幌歯科診療所	札幌市白石区菊水4条1丁目7番25号	011-823-2596	医療法人 北海道勤労者歯科医療協会
10	札幌	勤医協 平和通りクリニック	札幌市白石区平和通7丁目南5-1	011-864-0912	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
11	札幌	勤医協 もみじ台歯科診療所	札幌市厚別区もみじ台南1丁目2番10号	011-897-9033	医療法人 北海道勤労者歯科医療協会
12	札幌	勤医協 もみじ台内科診療所	札幌市厚別区もみじ台西6丁目1番4号	011-897-5051	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
13	札幌	勤医協 月寒ファミリークリニック	札幌市豊平区月寒中央通4丁目1-15	011-851-0229	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
14	札幌	勤医協 札幌みなみ診療所	札幌市南区川沿12条2丁目2番35号	011-572-6661	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
15	札幌	勤医協 札幌西区病院	札幌市西区西町北19丁目1-5	011-663-5711	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
16	札幌	勤医協 にしく歯科診療所	札幌市西区西町北20丁目5番15号	011-666-6222	医療法人 北海道勤労者歯科医療協会
17	札幌	勤医協 西区ひだまりクリニック	札幌市西区西町北19丁目1番3号	011-671-5115	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
18	札幌	日本医療大学病院	札幌市豊平区月寒東3条11丁目1-55	011-852-6777	社会福祉法人 ノテ福祉会
19	旭川	道北勤医協 一条通病院	旭川市東光1条1丁目1-17	0166-34-2111	医療法人 道北勤労者医療協会
20	旭川	道北勤医協 一条クリニック	旭川市東光1条1丁目1-16	0166-34-1136	医療法人 道北勤労者医療協会
21	函館	道南勤医協 函館稜北病院	函館市中道2丁目51-1	0138-54-3113	医療法人 道南勤労者医療協会
22	函館	北海道社会事業協会 函館病院	函館市駒場町4-6	0138-53-5511	社会福祉法人 北海道社会事業協会
23	函館	函館中央病院	函館市本町33-2	0138-52-1231	社会福祉法人 函館厚生院
24	北海道	北海道中央病院	深川市西町1-7	0164-22-2135	社会福祉法人 北海道中央病院
25	北海道	勤医協 上砂川診療所	上砂川町字上砂川町198-3	0125-62-2204	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
26	北海道	勤医協 神威診療所(休止中)	歌志内市中村26-2	0125-42-2025	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
27	北海道	勤医協 芦別平和診療所	芦別市北2条西1-2	0124-22-2685	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
28	北海道	勤医協 当別診療所	当別町末広118-52	0133-23-3010	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
29	北海道	勤医協 小樽診療所	小樽市長橋4丁目5-23	0134-25-5722	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
30	北海道	北海道済生会 小樽病院	小樽市築港10番1	0134-25-4321	社会福祉法人 恩賜財団済生会
31	北海道	小樽掖済会病院	小樽市稲穂1丁目4-1	0134-24-0325	一般社団法人 日本海員掖済会
32	北海道	北海道社会事業協会 小樽病院	小樽市住ノ江1丁目6-15	0134-23-6234	社会福祉法人 北海道社会事業協会
33	北海道	北海道社会事業協会 岩内病院	岩内町字高台209-2	0135-62-1021	社会福祉法人 北海道社会事業協会
34	北海道	北海道社会事業協会 余市病院	余市町黒川町19丁目1-1	0135-23-3126	社会福祉法人 北海道社会事業協会
35	北海道	勤医協 余市診療所	余市町黒川町12-46	0135-22-2861	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
36	北海道	黒松内町国保くろまつないブナの森診療所	黒松内町字黒松内586-1	0136-72-3301	黒松内町 (指定管理：北海道勤労者医療協会)
37	北海道	勤医協 室蘭診療所	室蘭市輪西2丁目3-17	0143-43-1737	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
38	北海道	勤医協 苫小牧病院	苫小牧市見山町1丁目8-23	0144-72-3151	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
39	北海道	北海道社会事業協会 洞爺協会病院	洞爺湖町高砂町126	0142-74-2555	社会福祉法人 北海道社会事業協会
40	北海道	勤医協 浦河診療所	浦河町築地2丁目1-2	0146-22-2501	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
41	北海道	勤医協 厚賀診療所	沙流郡日高町字厚賀町109	01456-5-2711	公益社団法人 北海道勤労者医療協会
42	北海道	ななえ新病院	七飯町本町7丁目657-5	0138-65-2525	社会福祉法人 函館厚生院
43	北海道	北海道社会事業協会 富良野病院	富良野市住吉町1-30	0167-23-2181	社会福祉法人 北海道社会事業協会
44	北海道	美幌療育病院	美幌町美富9	0152-73-3145	社会福祉法人 北海道療育園
45	北海道	オホーツク勤医協 北見病院	北見市常盤町5丁目7番地5	0157-26-1300	医療法人 オホーツク勤労者医療協会
46	北海道	北海道社会事業協会 帯広病院	帯広市東5条南9丁目2	0155-22-6600	社会福祉法人 北海道社会事業協会
47	北海道	帯広光南病院	帯広市空港南町303-7	0155-47-4811	社会福祉法人 真宗協会
48	北海道	十勝勤医協 帯広病院	帯広市西9条南12丁目4	0155-21-4111	医療法人 十勝勤労者医療協会
49	北海道	十勝勤医協 白樺医院	帯広市白樺16条西2丁目7-13	0155-38-3500	医療法人 十勝勤労者医療協会
50	北海道	帯広西病院	帯広市西23条南1丁目129番地	0155-37-3330	公益財団法人 北海道医療団
51	北海道	帯広第一病院	帯広市西4条南15丁目17番地3	0155-25-3121	公益財団法人 北海道医療団
52	北海道	音更病院	音更町緑陽台南区2番地6	0155-31-7111	公益財団法人 北海道医療団
53	北海道	道東勤医協 釧路協立病院	釧路市治水町3-14	0154-24-6811	医療法人 道東勤労者医療協会
54	北海道	道東勤医協 協立すこやかクリニック	釧路市治水町6-30	0154-24-8405	医療法人 道東勤労者医療協会

* 札幌市、函館市、旭川市に所在する医療機関の最新情報については、それぞれの市(所轄庁)にお問い合わせください。

[「社会福祉法人に係る事業や制度」のページに戻る](#)

無料低額診療事業 設置者別減免内容

令和3年11月1日現在

設置者	No.	医療機関名	電話番号	減免内容等
公益社団法人 北海道勤労者医療協会	5	勤医協 中央病院	011-782-9111	1 医療保険の一部負担金の全額免除 →札幌市の生活保護基準の概ね120%以内、就学援助・公立高等学校等奨学金(国の授業料補助制度とは異なります)・私立高等学校授業料軽減(道の補助)世帯(原則6ヶ月・状況により継続可能) 2 医療保険の一部負担金の一部免除 →札幌市の生活保護基準の概ね140%以内(原則6ヶ月・状況により継続可能) 3 無料診療⇒ホームレス、ネットカフェ難民、DV被害者、外国人、無保険者などが対象(原則1ヶ月)
	8	勤医協 札幌病院	011-811-2246	
	15	勤医協 札幌西区病院	011-663-5711	
	2	勤医協 札幌クリニック	011-221-3415	
	3	勤医協 札幌北区ぼぶらクリニック	011-762-8811	
	6	勤医協 伏古10条クリニック	011-786-5588	
	10	勤医協 平和通りクリニック	011-864-0912	
	12	勤医協 もみじ台内科診療所	011-897-5051	
	13	勤医協 月寒ファミリークリニック	011-851-0229	
	14	勤医協 札幌みなみ診療所	011-572-6661	
	17	勤医協 西区ひだまりクリニック	011-671-5115	
	28	勤医協 当別診療所	0133-23-3010	
	29	勤医協 小樽診療所	0134-25-5722	
	35	勤医協 余市診療所	0135-22-2861	
	25	勤医協 上砂川診療所	0125-62-2204	
	26	勤医協 神威診療所(休止中)	0125-42-2025	
	(黒松内町の指定管理)	27	勤医協 芦別平和診療所	
	37	勤医協 室蘭診療所	0143-43-1737	
	38	勤医協 苫小牧病院	0144-72-3151	
	40	勤医協 浦河診療所	0146-22-2501	
	41	勤医協 厚賀診療所	01456-5-2711	
	36	黒松内町国保くろまつないブナの森診療所	0136-72-3301	
医療法人 オホーツク勤医協医療協会	45	オホーツク勤医協 北見病院	0157-26-1300	
医療法人 北海道勤労者歯科医療協会	4	勤医協 きたく歯科診療所	011-762-8211	1 無料診療 →社会的援護を要する人、ホームレス、住所喪失不安定就労者(ネットカフェ難民等)、人身取引被害者またはDV被害者、外国人、無保険の方(健康保険等への加入、または生活保護の開始までの期間とする。但し原則1ヶ月) 2 医療保険の一部負担金の支払いの免除 →札幌市の生活保護基準の100%以下の場合(原則1ヶ月) 3 医療保険の一部負担金の1割を減額 →札幌市の生活保護基準の120%以下の場合(原則1ヶ月)
	7	勤医協 札幌ふしこ歯科診療所	011-784-6810	
	9	勤医協 札幌歯科診療所	011-823-2596	
	11	勤医協 もみじ台歯科診療所	011-897-9033	
	16	勤医協 にしく歯科診療所	011-666-6222	
医療法人 道北勤労者医療協会	19	道北勤医協 一条通病院	0166-34-2111	1 医療保険の一部負担金の全額免除 →旭川市の生活保護基準の概ね130%以内、就学援助世帯(原則1年・状況により継続可能) 2 医療保険の一部負担金の一部免除 →旭川市の生活保護基準の概ね150%以内(原則1年・状況により継続可能)
	20	道北勤医協 一条クリニック	0166-34-1136	
社会福祉法人 恩賜財団済生会	30	北海道済生会 小樽病院	0134-25-4321	1 経済的な理由によって必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、医療費の自己負担を軽くする無料定額診療事業を実施しています。 2 下記のような方はご相談ください。 ・病気で仕事を辞めた ・収入が減った ・年金額が低い ・生活保護に該当しなかった ・非課税世帯 ・借金があり生活困難
医療法人 十勝勤労者医療協会	48	十勝勤医協 帯広病院	0155-21-4111	1 医療保険の一部負担金の全額免除 →帯広市の生活保護基準の概ね120%以内、就学援助世帯(原則6ヶ月・状況により継続可能) 2 医療保険の一部負担金の一部免除 →帯広市の生活保護基準の概ね140%以内(原則6ヶ月・状況により継続可能) 3 無料診療⇒ホームレス、ネットカフェ難民、DV被害者、外国人、無保険者などが対象(原則1ヶ月)
	49	十勝勤医協 白樺医院	0155-38-3500	
公益財団法人 北海道医療団	50	帯広西病院	0155-37-3330	1 診療費、サービス費の全額免除 →生活保護基準の120%以内
	52	音更病院	0155-31-7111	
	51	帯広第一病院	0155-25-3121	
社会福祉法人 札幌慈啓会	1	慈啓会病院	011-561-8292	減免内容については別途お問い合わせ下さい
医療法人 道南勤労者医療協会	21	道南勤医協 函館稜北病院	0138-54-3113	
社会福祉法人 北海道社会事業協会	22	北海道社会事業協会 函館病院	0138-53-5511	
	32	北海道社会事業協会 小樽病院	0134-23-6234	
	33	北海道社会事業協会 岩内病院	0135-62-1021	
	34	北海道社会事業協会 余市病院	0135-23-3126	
	43	北海道社会事業協会 富良野病院	0167-23-2181	
	39	北海道社会事業協会 洞爺協会病院	0142-74-2555	
	46	北海道社会事業協会 帯広病院	0155-22-6600	
社会福祉法人 函館厚生院	23	函館中央病院	0138-52-1231	
	42	ななえ新病院	0138-65-2525	
一般社団法人 日本海員済済会	31	小樽済済会病院	0134-24-0325	
社会福祉法人 北海道中央病院	24	北海道中央病院	0164-22-2135	
社会福祉法人 北海道療育園	44	美幌療育病院	0152-73-3145	
社会福祉法人 真宗協会	47	帯広光南病院	0155-47-4811	
医療法人 道東勤労者医療協会	52	道東勤医協 釧路協立病院	0154-24-6811	
	53	道東勤医協 協立すこやかクリニック	0154-24-8405	
社会福祉法人 ノテ福祉会	54	日本医療大学病院	011-852-6777	

[「社会福祉法人に係る事業や制度」のページに戻る](#)

就学援助対象者の把握に関する調査（道調査）概要

令和 4 年度

【I-1】

保護者からの申請の有無にかかわらず、就学援助の支給対象となる児童生徒を把握していますか。

回 答		回答数
①	把握している	84
②	把握していない	95

【I-2】

【I-1】で「把握している」と回答した場合、どのように把握していますか。

回 答		回答数	
ア	学校からの情報提供	要保護	17
		準要保護	33
イ	税務担当部局からの情報提供	要保護	5
		準要保護	14
ウ	福祉担当部局からの情報提供	要保護	78
		準要保護	31
エ	民生委員からの情報提供	要保護	7
		準要保護	9
オ	その他	要保護	2
		準要保護	1

「オ その他」の主な内容

回 答	
1	地域からの情報提供
2	社会福祉事務出張所へ照会

【I-3】

就学援助の支給要件を満たしているが、就学援助の申請がない場合、該当する保護者に対し、どのような対応をしていますか。

回 答		回答数
ア	学校を通じ、保護者に制度を再周知	50
イ	特になし	31
ウ	その他	21

「ウ その他」の主な内容

回 答	
1	職員が関わっている場合は、その職員から制度を説明
2	給食費の未納世帯に対し、電話や訪問時に制度を説明
3	税務担当部局や福祉担当部局を通じて保護者に制度を再周知
4	要保護者該当世帯に対し、就学援助制度を再周知
5	前年度受給者に対し直接保護者に確認
6	離婚や相談、転入の際に窓口や電話で説明
7	教育委員会から直接、保護者へ連絡
8	スクールライフアドバイザーを通じて確認

【II-1】

入学前支給を行った後に、当該児童生徒が、入学前に他の市町村に転居した場合はどのように対応していますか。※入学前支給未実施の場合は、想定される対応について回答してください。

回 答		回答数
ア	返還を求めない	79
イ	返還を求める	80
ウ	その他	20

「ウ その他」の主な内容

回 答	
1	返還を求めないが、「転出先で就学援助を受ける場合は支給されない。」と周知している。
2	重複支給とならないよう転居先の教育委員会と協議

【Ⅱ-2】

入学前支給を受けた者が、入学年度に就学援助の申請を行った結果、認定基準を満たさなかった場合は、どのように対応していますか。※入学前支給未実施の場合は、想定される対応について回答してください。

回 答		回答数
ア	返還を求めない	102
イ	返還を求める	54
ウ	その他	23

「ウ その他」の主な内容

回 答	
1	入学前支給と入学年度就学援助の認定が同基準
2	源泉徴収票、確定申告書写し等の前年収入のわかる書類を提出いただき認定しているので、認定基準を満たさないことは想定していない。ただし（悪質な）虚偽が確認された場合に返還を求める。